

## 岐阜県立学校Web会議システムの利用に関する要綱

### 1 趣旨

この要綱は、学校間総合ネットワークを利用したWeb会議システム（以下「システム」）の利用に関し、必要な事項を定める。

### 2 目的

効率的な教職員研修や会議、効果的な教育活動を実現するため、遠隔研修、会議、遠隔授業等においてシステムを活用する。

### 3 利用者

システムを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県立学校の教職員及び児童生徒
- (2) 教育委員会事務局の職員
- (3) その他、教育研修課長が認めた者

### 4 利用形態

- (1) 総合教育センター及び各学校間で行う研修、遠隔会議、遠隔授業等
- (2) その他、教育研修課長が認めた活動

### 5 利用方法

- (1) 「Cisco Webex」により、会議室を利用する場合には、会議主催者が学校間総合ネットワーク内のグループウェアにより、事前に利用の予約を行うものとする。
- (2) 利用に当たっては、適切に設定・操作を行い、情報セキュリティに配慮するものとする。

### 6 個人情報の取扱い

利用者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令その他関係法令を遵守するものとする。

### 7 録画

- (1) 必要に応じて録画を行う場合には、参加者から事前に許諾を得るものとする。
- (2) 録画データは適切に管理し、システム上に長時間放置することなく、必要に応じて速やかに所定の方法で保存するものとする。
- (3) 録画データをオンデマンド研修等に利用する場合は、必要な期間に限りアクセス可能となるよう、適切な管理を行うものとする。

### 8 禁止事項

利用者は、システムを利用して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人を誹謗・中傷すること
- (2) 他人の著作権、肖像権、知的財産権を侵害すること
- (3) 営利、政治又は宗教活動を目的とすること
- (4) その他第2項の目的に反する行為

### 9 その他

この要綱に定めるもののほか、システムの運用に必要な事項は、教育研修課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。